

地方交付税法及び特別会計に関する法律の 一部を改正する法律の概要 (平成25年法律第1号)

総務省
平成25年3月

平成24年度分の地方交付税について、東日本大震災に係る復興事業等の実施のため震災復興特別交付税を1,214億円増額する等のほか、補正予算により増加した額の一部(2,199億円)を平成25年度分として交付すべき地方交付税に加算する。

具体的な内容

- (1) 津波による被災地域における復興まちづくりの推進など、東日本大震災に係る復旧・復興事業の実施のため、震災復興特別交付税を1,214億円増額する。
- (2) 予算執行抑制方針に基づく普通交付税の交付に伴い道府県において生じた追加的な金利負担に充てるため、特別交付税を0.5億円増額する。
- (3) 平成23年度の決算剰余金及び平成24年度の国税収入の増額補正に伴う地方交付税の法定率分の増加額(2,906億円)について、普通交付税の調整減額分の追加交付(707億円)を行い、残余の額(2,199億円)を平成25年度分として交付すべき地方交付税に加算する。

<参考>

(1)から(3)の平成24年度補正予算による

地方交付税総額の増 : 4,120億円

施行期日 平成25年3月6日